

平成30年度滋賀県農地中間管理機構の活動方針

1. 基本方針

機構は、県や農業委員会ネットワーク機構をはじめ、市町、市町農業委員会、J A、土地改良区等の関係機関・団体との連携強化をより一層進め、本県の特徴である集落営農組織の法人化等の担い手育成とともに、担い手間の農地の交換や出し手農家の掘り起こし等を行うことにより、農地利用の最適化の一層の推進を図り、力強い本県農業の実現に向けた取組を進めるものとする。

2. 目標面積

平成30年度の本県の担い手への農地集積面積は2,340haとする。

3. 農地の集積・集約化の主な推進方策

(1) 関係機関との連携強化

ア 各地域窓口における連携

- ・県内6か所に地域窓口を設置。昨年度に引き続き、5か所は県農業農村振興事務所内、残る1か所は市役所内に設置することにより、県や市町が進める諸施策との連携をより一層図りながら、地域の実情に応じた農地利用の最適化を進める。
- ・また、機構地域窓口の参与である県の各農業農村振興事務所農産普及課長の協力のもと、担い手育成を進める普及指導活動と連携した機構事業を推進する。

イ 県、市町、J A等関係機関との連携

- ・農業・農村の活性化に向けた取組を推進するため県の各農業農村振興事務所に設置された「地域農業活性化推進チーム」に地域マネージャーも参画し、関係機関との連携を図ることにより、より一層の担い手への農地の集積・集約化を進める。
- ・各市町の農業委員・農地利用最適化推進委員と受け手農家等の情報共有を図ることにより、農地利用の最適化をより一層進めるものとする。
- ・今年度も、農地中間管理事業に係る業務の一部を市町・J Aに委託し、経験豊富で地域の農地や担い手に詳しい市町・J A担当職員の協力のもと、円滑な事業の推進を図ることにより、農地利用の最適化を進める。

【その他、機構と関係機関との望ましい役割分担のあり方を別紙に記載】

(2) 広報・啓発活動

- ・関係機関・団体の協力のもと、集落・地域への農地中間管理事業および農地利

用の最適化の必要性について周知、啓発することにより、機構制度を活用した農地流動化の機運醸成を図るものとする。

ア 広報媒体等を活用したPR

イ 説明会・研修会の開催、対応

ウ 関係機関が連携して取り組むモデル事例の横展開

(3) 農地整備事業との連携強化

ア 連携体制の強化

- ・「地域農業活性化推進チーム」の活動を基本として、県や市町の農地整備部局とのより一層の情報交換を行い、農地中間管理事業を活用した農地整備事業の推進を図るものとする。

イ 事業連携

- ・担い手への農地集積の機運が高く、農地の条件整備を行うことで更に集積・集約化が見込める地域にあつては、農地耕作条件改善事業など各種農地整備事業の取組や、農地中間管理事業を上手く活用することで、より一層の事業効果が発揮されるよう、県や市町と十分調整を図るとともに地元土地改良区等への働きかけに努めるものとする。

(4) 事業推進の取組

ア 重点実施区域の拡充

農地の流動化を進めようとする機運が高い地域にあつては、地元の意向等を十分把握したうえで重点実施区域に設定し、農地中間管理事業の活用による農地利用の最適化を促進する。

イ 人・農地プランとの一体的推進

農地利用の最適化には人・農地プランの取りまとめが有効であることから、人・農地プランと農地中間管理事業の一体的な推進を図るものとする。

農地中間管理機構事業の推進における関係機関との望ましい役割分担について

1. 県域における連携体制

○県

①農業・農村活性化サポートセンターの運営

- ・農地中間管理事業、農地整備事業および担い手育成の担当係等で構成するサポートセンターを運営し、各農業農村振興事務所に設置された地域農業活性化推進チームによる推進活動を指導支援する。

○農業会議

①「新・農地を活かし、担い手を支援する運動」の推進

- ・農地利用の最適化の推進が農業委員会の法令業務となったことをふまえて策定した「新・農地を活かし、担い手を支援する運動」の一環として、各地域において担い手への集積・集約化が積極的に推進されるよう、農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して指導・支援を行う。

②担い手への周知

- ・農業法人協会や稲作経営者会議など、担い手が参集する会議や研修会の機会をとらえ、担い手に対する農地中間管理事業の周知等を行う。

○土地改良事業団体連合会

①土地改良区に対する普及啓発等における連携

- ・農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化が各々の農地整備事業で円滑に進むよう、機構と連携し啓発・支援を行う。

2. 地域における連携体制

○県

①地域農業活性化推進チームによる事業推進

- ・各農業農村振興事務所に、農地中間管理事業、農地整備事業および担い手育成の担当者等で構成する地域農業活性化推進チームを設置し、市町域に置かれた「戦略会議」（市町、JA、農業委員会事務局、土地改良区、機構地域窓口等で構成）と連携して農地中間管理事業を推進する。
- ・地域における農地集積・集約化に向けた話し合いの場に参画し、農地中間管理事業の周知や取組に向けての啓発を行う。
特に、集落営農組織の法人化や農地整備に取り組む機運の高い地域に対しては、農地中間管理事業を一体的に取り組まれるよう関係機関と連携し指導・支援を行う。

○市町

①関係機関と連携した事業の推進

- ・担い手育成や農地の集積・集約化が課題となっている地域に対し、関係機関と連携し農地中間管理事業の活用等を働きかける。

②人・農地プランの取組と連携した事業推進

- ・人・農地プランの作成・見直しを推進し、地域が将来の担い手像や農地利用のあり方を明確にするなかで、農地中間管理事業が有効活用されるよう支援を行う。

③農地中間管理事業の実施への協力

- ・機構からの委託により、農地中間管理事業の周知・啓発、受付、権利関係の確認を行うほか、農地利用図の作成や借受希望者選定に係る優先順位案の作成等についても協力する。
- ・重点実施区域における農地の集積・集約化の取組が着実に進むよう、指導支援する。

○J A

①関係機関と連携した事業推進

- ・担い手育成や農地の集積・集約化が課題となっている地域に対し、関係機関と連携し農地中間管理事業の活用等を働きかける。

②農地中間管理事業実施への協力

- ・機構からの委託により、農地中間管理事業の周知・啓発、受付等を行うほか、農地利用図の作成や借受希望者選定に係る優先順位案の作成等について協力する。

③農地利用集積円滑化事業からのスムーズな転換

- ・農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への転換を希望される出し手農家に対して、機構と連携し適切な指導・支援を行う。

○農業委員会

①「新・農地を活かし、担い手を支援する運動」の推進

- 当該運動の一環として、担い手への農地の集積、集約化を推進するため、以下の取組を行う。
- ・「戦略会議」に参画し、農地中間管理機構等関係機関との連携のもと、担い手への一層の集積・集約化を目指す地域の取組を支援する。
 - ・担い手の将来の農地利用の意向を把握し、担い手相互の話し合いによる合意形成を支援する。
 - ・担い手の意向を地域の合意形成に結びつけるため、話し合いの場づくりを支援する。

- ・機構が有する受け手農家等の情報の共有化を進める。

○土地改良区

①農地中間管理事業と連携した農地整備事業の推進

- ・担い手への農地集積・集約化に向けた取組と連動した農地整備を行おうとする地域のニーズを把握し、必要に応じ事業の計画策定や実施、技術支援等を行う。
- ・換地処分を伴う集積・集約化を進める場合、農地中間管理事業を円滑に進めるため、機構との情報共有を図るなど連携・調整に努めるものとする。